此花区区政推進基金事業実施要綱

制定平 25 ． 4 ． 1
最近改正令 8.11. 1

第１条（趣旨）
　この要綱は、此花区において、大阪市区政推進基金（以下「基金」という。）を財源として実施する事業（以下「基金充当事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第２条（基金充当事業）
　此花区において、基金充当事業は、大阪市区政推進基金条例（平成 25 年大阪市条例第 69 号）第１条に基づき、此花区のめざす将来像の実現に向けた施策の推進その他区のまちづくりに係る次の各号に掲げる事業のうち、此花区長（以下「区長」という。）が、本市の他の施策との整合性に配慮したうえで、区の特性に適合し、かつ、区域の活性化及び特色ある区域づくりに資すると認める事業とする。
（１）防災に関する事業
（２）防犯に関する事業
（３）子育て及び教育に関する事業
（４）福祉に関する事業
（５）健康に関する事業
（６）まちの魅力向上に関する事業
　ア　アートの設置等に関すること
　イ　桜や梅の植樹等に関すること
　ウ　正蓮寺川公園の充実に関すること
　エ　前アからウに掲げるもののほか、まちの魅力向上に関すること
（７）前各号に掲げるもののほか、区政全般に関する事業

第３条（寄附金の申込み）
　第２条に定める事業に寄附をしようとする者は、様式第１号により、寄附金を申込むものとする。

第４条（市民局長との協議）
　区長は、基金を事業の財源に充当しようとするときは、市民局長と事前に協議するものとする。

第５条（基金充当事業の広報）

区長は、基金充当事業の概要を区民等に広く広報し、寄附金を募集するとともに、事業の実施後には、検証の結果を広報し、区民の意見の聴取に努めるものとする。

附則

この要綱は、平成 25 年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年５月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年 11 月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和６年 10 月２日から施行する。

附則

この要綱は、令和８年 11 月１日から施行する。